

八選告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第74条の2第4項の規定に基づく八幡浜市条例制定請求者署名簿の署名の効力に関する異議の申出については、審査の結果、次のとおり決定し、その署名の証明を修正したので告示する。

平成28年1月8日

八幡浜市選挙管理委員会

委員長 菊池省三



無効と決定した署名に対する異議の申出のあった署名数	381人
内、異議を棄却した署名数	272人
内、異議を容認し無効を有効と決定した署名数	109人